

## 令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭からでる生ごみの減量化を図るため、令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ」とは、家庭から発生する野菜くず、残飯等の食材残渣をいう。

2 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) コンポスト容器（土中の微生物や小動物の活動を利用して、生ごみを堆肥化させる容器をいう。）
- (2) EM処理容器（自然界に存在する有効微生物群の発酵作用を利用して、生ごみを堆肥・液肥化する密閉容器をいう。）
- (3) 電気式生ごみ処理機（電動式であって機械的な処理により、生ごみを堆肥化し、又は減量・減容化する機械をいう。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、新たに生ごみ処理機器を設置する者とする。ただし、事業により発生する生ごみを処理する目的で設置する者を除く。

(補助対象の生ごみ処理機器の基準)

第4条 補助金の交付の対象とする生ごみ処理機器は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) コンポスト容器及びEM処理容器は、臭気等の発散及び雨水等の流入の防止がされているものであること。
- (2) 電気式生ごみ処理機は、家庭用として市販された新品のものに限り、生ごみを機械的な処理により堆肥化し、又は減量・減容化するものであり、生ごみを砕いて排水に流すものでないこと。

(補助対象の生ごみ処理機器の数)

第5条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機器の数は、令和3年4月1日から申請の日までにおいてこの要綱と同様の趣旨による補助の対象となった生ごみ処理機器の数を含め、1世帯につき、コンポスト容器及びEM処理容器にあっては2個とし、電気式生ごみ処理機にあっては1台とする。

(補助率及び限度額)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲

げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 申請者の名前が記入された領収書等で申請者が対象機器を購入したことが確認できるもの

(3) 電気式生ごみ処理機の場合は、保証書等の規格・形式が確認できるもの

(4) 申請者の運転免許証の写し等で申請者の住所が確認できるもの

(5) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、令和9年3月31日までとする。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項の規定による実績報告は、第7条第1項第2号の書類の提出をもって代えることができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定取消通知書)

第11条 規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(設置者の責務)

第12条 この要綱の定めるところにより補助金の交付を受け、生ごみ処理機器を設置した補助事業者は、その目的達成のために、生ごみ処理機器を設置した後5年間は、常に適正な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

2 生ごみ処理機器により処理されたものは、当該生ごみ処理機器を設置した補助事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

(実績内容等の公開)

第13条 市長は、補助事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
コンポスト容器	購入価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  ※対象額は、ポイント、クーポン、キャッシュバック等の利用による減額後の額とする。	1 補助率 補助対象経費の2分の1 2 補助限度額 3,000円/個
EM処理容器		1 補助率 補助対象経費の2分の1 2 補助限度額 1,000円/個
電気式生ごみ処理機		1 補助率 補助対象経費の2分の1 2 補助限度額 20,000円/台

備考 補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

鹿嶋市長 様

住 所

氏 名

電話番号

鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 機器の種類及び個数 (1)コンポスト容器 個  
(2)EM処理容器 個  
(3)電気式生ごみ処理機 台
- 2 申 請 額 \_\_\_\_\_円

【算出根拠】

購入額（領収書の金額）	円
補助対象額（購入額－消費税相当額等）	円
交付申請額 （補助対象額／2 ※100円未満切捨て） ※機器の種類ごとに上限あり。	円

3 購 入 年 月 日 \_\_\_\_\_年 月 日

4 添 付 書 類

- (1) 申請者が対象機器を購入したことが確認できるもの（領収書等）  
(2) 電気式生ごみ処理機の場合は、規格・形式が確認できるもの（保証書等）  
(3) 申請者の住所が確認できるもの（運転免許証の写し等）  
(4) その他市長が特に必要があると認める書類

私は、廃棄物対策課が、市税等の納付状況に関する情報について、補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から提供を受けることに同意します。

申請者氏名

(生年月日 \_\_\_\_\_年 月 日)

※情報提供に同意しない場合は、納税証明書（市税に未納がないこと。）を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

住 所

氏 名

電話番号

補 助 金 交 付 請 求 書

金 円

ただし、令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金（コンポスト容器・EM処理容器・電気式生ごみ処理機）として、上記金額を請求します。

【振込先】

	銀行	支店
預 金 項 目	1 普 通	2 当 座
口 座 番 号		
口座名義人（カタカナ）		

※口座名義人は、カタカナで正確に記入してください。

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度鹿嶋市生ごみ処理機器購入設置補助金
- 2 既交付決定通知額 金\_\_\_\_\_円
- 3 補助金等の取消理由